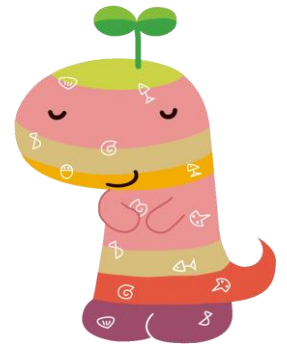


# 丹波市立隣保館運営委員会の

## 委員を募集します。(募集期間延長)



丹波市では、豊かな人権文化をはぐくみ、お互いを認めながら共に生きる「共生社会」の実現をめざし、さまざまな人権教育・啓発活動に取り組んでいます。

同和問題をはじめ、超高齢社会や情報・国際化問題等、人権に関わるさまざまな問題が生じている中で、人権課題の解決に向けた隣保館の果たす役割も大きくなってきました。

そこで、地域社会全体の中で人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての目的を達成するために、これからの隣保館運営に向けて、ご意見やご提言をいただける方を下記の内容で募集しますので、ぜひご応募ください。

なお、委員を募集していましたが、定数に満たなかったため、募集期間を延長します。

- 《募集人数》 2人
- 《応募資格》 令和8年4月1日現在、18歳以上で丹波市に住民登録がある方又は市内の事業所等に勤務する方若しくは市内の学校に在学する方  
平日昼間に開催する会議に出席できる方  
丹波市議会議員、丹波市職員は応募できません。
- 《委員の仕事》 丹波市立隣保館運営委員会に出席し、ご意見やご提案をいただきます。
- 《委員の任期》 2年
- 《委員会日程》 任期中、年間3回程度の開催（主に平日昼間）で、会議の進行状況により回数が増える場合があります。
- 《委員の報償金》 条例に基づき、1回（半日）の出席につき3,500円と交通費相当額をお支払いします。
- 《応募方法》 ①裏面の「丹波市立隣保館運営委員会委員の応募用紙」  
②「これからの隣保館の役割について」をテーマとするレポート  
（A4サイズ of 用紙に横書きで、文字数は800字程度）  
上記の①と②を、郵送、持参により募集期間内に提出して下さい。  
**※丹波市ホームページからでも応募用紙をダウンロードできます。**
- 《応募先》 〒669-3603 丹波市氷上町西中107番地1（丹波市立氷上文化センター）  
丹波市まちづくり部人権啓発センター隣保館係
- 《選考方法》 書類選考を行い、選考結果は応募者全員に郵送により通知します。
- 《募集期間》 令和8年4月20日（月）から令和8年5月29日（金）午後5時15分まで  
期間延長（郵送の場合は、5月29日（金）必着とします。）

《問い合わせ先》

〒669-3603 丹波市氷上町西中107番地1  
丹波市立氷上文化センター

Tel 82-1064 Fax 82-4086